

第2次美郷町男女共同参画計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月



美郷町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	4
2	計画の基本目標	4
3	計画の体系	5

第3章 計画の内容

基本目標1	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	6
基本目標2	あらゆる分野での男女共同参画の実現	8
基本目標3	誰もが安全安心に暮らせるまちづくり	11

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画の目的

本町では、「美郷町男女共同参画計画」を令和2年2月に策定し、性別にかかわらず、あらゆる分野に対等な立場で参画し、活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性の雇用、所得への影響や配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念等は、男女共同参画への重要性を改めて認識させることとなりました。

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的思考・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられ、インクルーシブな社会の実現にもつながるものです。

このような動向を踏まえ、男女が互いに人権を尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の実現に向けて取り組むとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として、第2次美郷町男女共同参画計画を策定するものです。

※インクルーシブな社会：インクルーシブとは「包み込むような／包摂的な」という意味で、それぞれが持つ特徴によって異なる個性を持つ人が、お互いに尊重しながら生活していける社会のこと

男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画社会のイメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

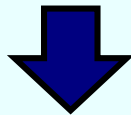
- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、
男女がともに夢や希望を実現

(内閣府ホームページより)

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、美郷町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条2項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定されている「市町村推進計画」としても位置づけます。
- (3) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次みやざき男女共同参画プラン」を踏まえるとともに、「第2次美郷町総合計画」をはじめ各種計画と整合を図っています。
- (4) この計画は、「美郷町男女共同参画推進条例」（平成30年美郷町条例第8号）の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

■『男女共同参画社会基本法』

平成11年に施行され、男女の人権の尊重など男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念を定め、また、国や地方公共団体、国民それぞれの責務を明らかにした法律です。

■『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）』

平成27年に施行され、女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備することを目的に制定されました。

■『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）』

平成13年に施行。平成26年に3回目の改正が行われ、施行されました。

女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、被害者の保護、支援を目的として制定されました。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

美郷町男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念に基づいて、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

(基本理念)

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

2 計画の基本目標

この計画では、次の3つの基本目標を掲げ、当町の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- | | |
|--------|----------------------|
| 基本目標 1 | 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり |
| 基本目標 2 | あらゆる分野での男女共同参画の実現 |
| 基本目標 3 | 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり |

3 計画の体系

基本理念

男女共同参画社会の実現

基本目標	施策の方向	施策目標
1 男女共同参画社会の 実現に向けた基盤づ くり	1 男女共同参画の意識づ くり	①男女共同参画に関する啓発活動 ②男女共同参画に関する情報の収集と提供
	2 教育・学習を通じた男 女共同参画の推進	①教育・学習を通じた男女共同参画の推進
2 あらゆる分野での男 女共同参画の実現 (美郷町女性活躍推 進計画)	1 政策・方針等決定過程 への女性の参画の推進	①行政分野における女性の参画拡大 ②女性が参画しやすい環境づくりの推進
	2 労働の場における男女 共同参画の推進	①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇 の確保 ②女性の就業継続・再就職促進のための支援 ③ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ④子育て・介護への支援
	3 家庭や地域活動におけ る男女共同参画の推進	①家庭や地域活動における男女共同参画の推進
3 誰もが安全安心に暮 らせるまちづくり	1 生涯を通じた健康づく りの推進	①生涯を通じた健康支援の推進 ②母子保健・医療の充実
	2 防災・防犯分野におけ る男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の 推進 ②防災の活動における女性の参画拡大 ③地域防犯活動の推進
	3 誰もが安心して暮らせ る環境整備	①高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づ くり ②ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり
	4 あらゆる暴力の根絶と 人権の尊重 (美郷町DV防止基本計 画)	①配偶者等に対する暴力を根絶するための基盤 づくり ②被害者の保護と支援 ③人権意識の高揚と暴力の根絶

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策の方向1

男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。しかし、人々の意識の中には、長い年月の中で作られてきた「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだに根強く残っています。

また、男女共同参画は、女性のための取組として認識されることも多く、あらゆる人々にとって必要であるという意識が十分に広まっているとは言えません。

男女共同の意識づくりに取り組むほか、国際的な潮流であるSDGsの達成やジェンダー・ギャップ解消の現状について町民に共有を図り、意識啓発を行っていきます。

施策目標	内 容	担当課
①男女共同参画に関する啓発活動	◇広報誌やホームページの活用により、男女共同参画についての理解を深めるため、関連記事を掲載し、広報・啓発を行います。 ◇家庭や地域及び職場等における固定的な性別役割分担意識、しきたり、慣習などを見直していくよう広報・啓発を行います。	総務課
②男女共同参画に関する情報の収集と提供	◇国・県・町の取組みや法令等、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、様々な機会とあらゆる媒体を活用し広く情報提供を行います。	総務課

※固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を利用して役割を固定的に分ける考え方のことです。

施策の方向2

教育・学習を通じた男女共同参画の推進

男女が性別にかかわらずお互いを認め合い、あらゆる分野で一人ひとりの個性と能力を発揮する男女共同参画の実現のためには、男女平等や人権尊重の意識形成が必要です。また、そのような意識を形成するためには、家庭や学校、地域等あらゆる場における教育や学習の果たす役割が最も重要といえます。

子どもたちが、男女が協力して家庭生活を築くことや社会へ参画することへの重要性について理解を深め、性別役割分担意識にとらわれることなく将来を見通した自己形成ができるよう環境整備に取り組み、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図ります。

施策目標	内 容	担当課
①教育・学習を通じた男女共同参画の推進	◇人権教育の実施や日頃の教育活動を通して、男女共同参画に関する教育を推進します。 ◇町民を対象に、男女ともに学習できる機会を提供します。 ◇各種イベント等において人権啓発を行い、男女平等の意識の啓発を図ります。 ◇家庭において男女平等、男女共同参画の実現のため、幼児、小・中学校の保護者を対象に家庭教育の重要性を学ぶ学習機会の充実を図ります。 ◇宮崎県や関係機関が実施する男女共同参画に関する講座や研修会等について、公共施設の窓口やホームページなどを活用して情報を提供します。	総務課 教育課

基本目標２ あらゆる分野での男女共同参画の実現

(美郷町女性活躍推進計画)

施策の方向１

政策・方針等決定過程への女性の参画の推進

少子高齢化による人口減少や過疎化が深刻化する中、持続可能な社会の実現のためにも、地方公共団体の政策・方針決定において、女性が参画する意義は大きいものがあります。政策・方針決定過程において、男女が共に参画することで様々が視点が確保されることから、町の審議会・委員会等における委員について、女性委員の登用状況を把握し、バランスよく登用されるように働きかけます。

町職員においては、性別にかかわらず採用するとともに、個人の能力を評価し、能力に応じて管理職に登用します。

施策目標	内 容	担当課
①行政分野における女性の参画拡大	◇町の審議会等における女性委員の積極的な登用に努めます。 ◇町の審議会等において、女性委員の登用の進んでいない場合は、その要因について各課で検討します。 ◇女性活躍推進法に基づく「美郷町特定事業主行動計画」を踏まえ、男女の区別なく、個人の能力を評価し、管理職・監督職へ登用します。 ◇育児休業や介護休暇等の周知や、ハラスメント等の各種相談体制の整備等を促進します。	全 課
②女性が参画しやすい環境づくりの推進	◇女性の参画が進むように社会への意識啓発を図ります。	企画情報課

施策の方向 2

労働の場における男女共同参画の推進

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは大変重要です。多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活においても男女がその選択において能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現に向けた環境作りを推進します。また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、再就職、起業、自営業等においても女性が活躍できるよう家事・育児や介護等と両立しながら継続して働くことができるよう、利用者の要望と地域の実情に即した保育サービスの提供、社会福祉の充実に努めます。

施策目標	内 容	担当課
①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	◇男女雇用機会均等法など関係法令について県及び国（宮崎労働局等）と連携して事業者等への周知に努めます。 ◇リーフレット等の設置や商工会を通じて、事業者等への普及啓発に努めます。	企画情報課
②女性の就業継続・再就職促進のための支援	◇女性が就業継続・再就職するために周囲の理解が得られるよう男女共同参画の意識啓発を図ります。 ◇男女共同参画センターの相談窓口の周知・広報を図ります。 ◇ハローワーク等の関係機関と連携し、就業を希望する女性への情報提供に努めます。 ◇就職・再就職、起業、キャリアアップ等女性のチャレンジを支援するため、県と連携して関連講座等情報の提供に努めます。	企画情報課
③女性が参画しやすい環境づくりの推進	◇女性の管理職への登用促進に向け、事業所・団体等に対し、女性の活躍推進に関する情報の提供等の支援を行います。	総務課
④ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	◇仕事、子育てや介護などの家庭生活及び地域活動の調和を図るため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発に努めます。 ◇男性が家庭生活に積極的に参加できるように、育児・介護休業法などの利用について普及啓発に努めます。	総務課

⑤子育て・介護への支援	◇一時保育や放課後児童クラブ、育児等支援事業の推進等保育サービスの充実に努めます。 ◇育児相談や育児指導など各種育児支援サービスの拡充及び情報提供の充実に図ります。 ◇介護保険制度の円滑な運営や高齢者介護サービスの充実に努めます。 ◇子育てや介護、健康づくりに関する相談体制の充実に図ります。	町民生活課 健康福祉課
-------------	--	---------------------------

※男女雇用機会均等法

昭和61年施行。正式名称を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、労働者が性別によって差別されことなく、均等な雇用機会と待遇と女性労働者について、妊娠中や出産後の健康の確保を推進することを目的とした法律です。その後も数度の改正を重ね、平成29年には、職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置が義務付けられる等の改正が行われています。

※育児・介護休業法

平成4年施行。正式名称を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、育児休業・介護休業に関する制度並びに子の看護休暇・介護休暇に関する制度の設定、育児・介護のため退職した労働者の再就職の促進を図るため制定されました。

※ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことで。

施策の方向3

地域における男女共同参画の推進

誰もが地域活動に参画できるような雰囲気づくりを促し、地域コミュニティの活性化を促進します。

施策目標	内 容	担当課
①家庭や地域活動における男女共同参画の推進	◇男女が相互に協力して、家事、育児、介護、地域活動への参画を促進するため、様々な機会を通じての広報・啓発活動を行います。	全 課

基本目標 3 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

施策の方向 1

生涯を通じた健康づくりの推進

男女が互いに身体的特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生涯にわたり心身ともに健康で生きていくことは、男女共同参画社会を形成していく上での基本的な条件です。

生涯を通じた健康の保持のためには、その時々ライフステージに応じた健康づくり支援のため母子の健康確保・医療ケア体制の充実等に取り組めます。

施策目標	内 容	担当課
①生涯を通じた健康支援の推進	◇男女一人ひとりが生涯を通じて自らの健康管理ができるよう、各種保健事業や相談体制の充実を図ります。 ◇生活習慣病の予防や女性特有の疾患の早期発見のため、各種健診の受診率の向上を図ります。 ◇ヘルスサポーター等と連携し、健康づくりや生活習慣病予防についての普及啓発や各種講座等を開催します。 ◇町の体育施設・公民館施設の利用を推進し、健康維持・増進を図ります。	町民生活課 健康福祉課 教育課
②母子保健・医療の充実	◇乳幼児健診・相談や家庭訪問、予防接種、各種教室等の充実を図ります。 ◇妊婦健診の公費負担や出産一時金等により、妊娠・出産への経済的負担を軽減します。	町民生活課 健康福祉課

施策の方向 2

防災・防犯分野における男女共同参画の推進

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など、これまでの大規模災害では、避難所の運営が男性だけで取り仕切られ、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、また、女性用の物資が不足したり、授乳や着替えのための女性専用スペースが確保されなかったり、プライバシーが十分に確保されていなかったりするなど、男女のニーズの違いに配慮がなされない等の課題が明らかになりました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現われるため、防災体制の整備に当たっては平常時からの男女共同参画社会の実現が重要となります。

本町でも、今後発生する可能性の高い南海トラフ巨大地震による被害や近年、全国各地で甚大な被害をもたらした集中豪雨による被害も同様に懸念されます。

大震災の教訓を生かし、災害時において、女性や多様な生活者の視点に立った対応をとれるよう、様々な防災の取り組みについて、常に男女共同参画の視点を取り入れていきます。

また、防犯においても、女性や子ども、高齢者等を犯罪や交通事故等から守るための施策立案について、男女共同参画の視点を取り入れた防犯対策を推進し、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

施策目標	内 容	担当課
①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	◇男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しや男女のニーズに広く対応した防災に係るマニュアルの整備・充実を図ります。 ◇地域防災の要である消防団の活動を活性化するため、防災教育や応急手当の普及などに取り組む女性消防団員の育成を図ります。 ◇防災会議における女性委員の積極的な委嘱を推進します。	総務課
②防災の活動における女性の参画拡大	◇消防団の女性団員獲得のため、募集等の広報活動を行います。 ◇地域の防災訓練や自主防災組織の活動などへの女性の参画を推進します。	総務課
③地域防犯活動の推進	◇警察、地域住民、PTA等と協力して、見守りやパトロール活動等の地域安全活動を推進します。 ◇子どもや高齢者等年齢に合わせた交通安全教室を実施し、交通安全の啓発に努めます。	総務課 教育課

施策の方向3

誰もが安心して暮らせる環境整備

高齢化の進展、単身世帯やひとり親家庭の増加、雇用や就業構造の変化等により、幅広い年齢層で生活上の困難を抱える人が増加しています。中でも、高齢単身女性世帯やひとり親家庭で貧困率が高くなってきています。

また、障がいがあることやひとり親家庭や貧困家庭であること、さらに性的マイノリティであること等、様々な状況が重なることによって複合的に困難な状況に置かれる場合もあることから、生活上の様々な困難を抱える人々が、自立して充実した生活を送ることができるよう、それぞれの状況に応じた支援体制の整備に努めます。

さらに、高齢化社会において、高齢者が社会を担う一員として、積極的に社会参画したり、生活を楽しめる環境づくりを目指します。

施策目標	内 容	担当課
①高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	◇高齢者の在宅生活が長く維持できるように、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、介護予防や生活支援事業の周知・啓発及び支援に努めます。 ◇シルバー人材ワーク等関係機関と連携して、就業意欲のある高齢者の就業環境の整備や支援に努めます。 ◇各種教室・大会などを開催し、生涯スポーツの普及及び推進を図るとともに、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進します。 ◇障がいのある人が安心した生活を営むための福祉サービスや相談体制の充実を図ります。 ◇障がい者のニーズに応じた日常生活の支援及び生活環境の整備を行います。	健康福祉課 町民生活課 教育課
②ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり	◇児童扶養手当、ひとり親家庭医療費の助成等の生活支援を行います。 ◇ひとり親家庭が安心して生活できるよう、関係機関や民生委員との連携による相談体制の充実を図ります。	町民生活課

施策の方向 4

あらゆる暴力の根絶と人権の尊重（美郷町DV防止基本計画）

配偶者や恋人など親密な関係にある者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、身体だけでなく精神に対しても大きな影響を及ぼすものであり、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり被害者を深刻な状況に追い込むことが多くあります。

暴力の当事者とならないための教育や、暴力を許さない地域づくりに向けた啓発を推進します。

また、だれもが相談しやすい体制づくりと、被害の潜在化の防止に重点をおき、関係機関との連携強化により、被害者支援の拡充を図ります。

施策目標	内 容	担当課
①配偶者等に対する暴力を根絶するための基盤づくり	◇「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けて、広報・啓発活動を行います。 ◇DV等の暴力について理解し、人権を侵害するような暴力行為を許さない意識を醸成するため、ホームページ等を活用して、暴力防止のための広報・啓発活動を行います。 ◇各種ハラスメント防止のため、広報紙やホームページ等を通じ、事業者等に対する啓発活動を行います。また、庁内においても各種研修会を図る中でハラスメントの防止に取り組めます。	総務課 町民生活課
②被害者の保護と支援	◇DV相談窓口周知のための広報活動を推進します。 ◇関係各課と密接に連携し、被害の適切な把握を行い、迅速に対応できる相談体制の強化を図ります。 ◇民生委員等の地域の支援者と連携を図り、DV被害者等の早期発見・対応に努めます。 ◇多様な状況に適切に対応するため、警察、保健所、県の関係機関等との連携及び被害者の保護体制の強化を図ります。 ◇DV被害者の町営住宅への優先的な入居を行います。 ◇住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう制度の周知・徹底に努めます。	町民生活課 建設課

③人権意識の高揚と 暴力の根絶	◇DVを含むあらゆる暴力の根絶に向け、職場や地域において人権について考える機会を増やす啓発活動を行います。 ◇「人権啓発強調月間」、「人権週間」等で人権尊重の理解を深めるため、広報掲載や街頭啓発活動を行います。	総務課
--------------------	--	-----

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から振られる暴力のことで、身体的、精神的、性的、経済的暴力などがあります。

※ハラスメント

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることです。

「セクシャルハラスメント」 ～ 性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動。

「マタニティハラスメント」 ～ 職場において行われる上司等からの言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者等の就業環境が害されること。

「パワーハラスメント」 ～ 職場の人間関係や職務上の地位等の優位性を利用して、同じ職場で働く人に対し、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

※女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発等女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するものです。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（内閣府）

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。